

補助金調書

補助金名	地域デビュー応援事業補助金				担当課 (連絡先)	市民局コミュニティ推進部 コミュニティ推進課(TEL 733-5161)																																										
交付先	団体	市内の自治会・町内会			区分	その他の補助金																																										
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		随時																																												
(公募の場合) 応募要件	自治会・町内会が行う、町内の幅広い世代の住民が気軽に楽しく参加できる住民同士の交流事業で、多くの住民の参画を得ながら実施する新規事業、リニューアル事業またはステップアップ事業であること																																															
(非公募の場合) 非公募の理由																																																
補助開始年度	平成26	年度	経過年数	8	年度																																											
補助金の目的 及び 補助対象事業	自治会・町内会が主体的に行う住民同士の交流活動の新たな取組みを支援し、住民の自治意識の醸成と自治活動への参画を促進することを目的とする。 補助金を交付する対象となる事業は、自治会等への加入・未加入に関わらず、町内の幅広い世代の住民が気軽に楽しく参加できる住民同士の交流事業で、企画・準備・実施等に、幅広く住民からボランティアを募るなど、多くの住民の参画を得ながら実施する新規事業、リニューアル事業またはステップアップ事業																																															
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回																																											
終期を延長する理由	地域デビュー応援事業では、多くの住民の参加や住民同士の交流促進を図ることを目的とした事業が実施されており、事業をきっかけに地域活動に参加する住民も多く、住民の自治意識の醸成や自治会活動への参画の促進に寄与していることから、補助の継続が必要である。																																															
交付対象経費及び補助金の算定方法等	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】																																															
	<p>■ 定率</p> <p>【補助金額の算定方法】 補助対象経費に対する補助金の額は、次の表の事業区分に応じ、それぞれ同表に掲げる補助率及び補助金の限度額により算定した額とする。 新規事業及びリニューアル事業については、1団体につき1事業に限り、3年を限度として交付することができるものとし、ステップアップ事業については、新規事業及びリニューアル事業の補助期間が終了した団体について、1団体につき1事業に限り、3年を限度として交付することができるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業区分</th> <th colspan="2">補助率</th> <th rowspan="2">1団体の限度額</th> <th rowspan="2">2団体合同の限度額</th> <th rowspan="2">3団体以上合同の限度額</th> </tr> <tr> <th>1年目</th> <th>5分の4以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新規事業</td> <td>1年目</td> <td>5分の4以内</td> <td>100,000円</td> <td>200,000円</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>2・3年目</td> <td>2分の1以内</td> <td>50,000円</td> <td>100,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>リニューアル事業</td> <td>1～3年目</td> <td>2分の1以内</td> <td>50,000円</td> <td>100,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>ステップアップ事業</td> <td>4～6年目</td> <td>2分の1以内</td> <td>50,000円</td> <td>100,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補助対象経費】 補助金を交付する対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、別表に掲げる経費及び補助対象経費とすることが適当でないとして区長が認める経費については、補助対象外とする。</p> <p>別表 補助対象外経費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>経費区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>団体役員・スタッフの手当・賃金等</td> </tr> <tr> <td>団体の経常的な運営費</td> <td>事務室の賃借料、コピー機のリース料等</td> </tr> <tr> <td>活動内容自体の委託費</td> <td>事業の事務、企画、運営、調査などの活動の中心となる部分の委託</td> </tr> <tr> <td>食糧費</td> <td>団体役員・スタッフの打ち上げ・懇親会等。 ただし、酒類代を除く事業実施のため必要な昼食代、弁当代、茶菓代は補助対象とし、限度額を設定する。 ○昼食代・弁当代 ⇒ 1人500円以内 (ただし、講師は1人1,000円以内とする。) ○茶菓代 ⇒ 1人200円以内</td> </tr> <tr> <td>市外旅費</td> <td>区長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。</td> </tr> </tbody> </table>						事業区分	補助率		1団体の限度額	2団体合同の限度額	3団体以上合同の限度額	1年目	5分の4以内	新規事業	1年目	5分の4以内	100,000円	200,000円	300,000円	2・3年目	2分の1以内	50,000円	100,000円	150,000円	リニューアル事業	1～3年目	2分の1以内	50,000円	100,000円	150,000円	ステップアップ事業	4～6年目	2分の1以内	50,000円	100,000円	150,000円	経費区分	内容	人件費	団体役員・スタッフの手当・賃金等	団体の経常的な運営費	事務室の賃借料、コピー機のリース料等	活動内容自体の委託費	事業の事務、企画、運営、調査などの活動の中心となる部分の委託	食糧費	団体役員・スタッフの打ち上げ・懇親会等。 ただし、酒類代を除く事業実施のため必要な昼食代、弁当代、茶菓代は補助対象とし、限度額を設定する。 ○昼食代・弁当代 ⇒ 1人500円以内 (ただし、講師は1人1,000円以内とする。) ○茶菓代 ⇒ 1人200円以内	市外旅費
事業区分	補助率		1団体の限度額	2団体合同の限度額	3団体以上合同の限度額																																											
	1年目	5分の4以内																																														
新規事業	1年目	5分の4以内	100,000円	200,000円	300,000円																																											
	2・3年目	2分の1以内	50,000円	100,000円	150,000円																																											
リニューアル事業	1～3年目	2分の1以内	50,000円	100,000円	150,000円																																											
ステップアップ事業	4～6年目	2分の1以内	50,000円	100,000円	150,000円																																											
経費区分	内容																																															
人件費	団体役員・スタッフの手当・賃金等																																															
団体の経常的な運営費	事務室の賃借料、コピー機のリース料等																																															
活動内容自体の委託費	事業の事務、企画、運営、調査などの活動の中心となる部分の委託																																															
食糧費	団体役員・スタッフの打ち上げ・懇親会等。 ただし、酒類代を除く事業実施のため必要な昼食代、弁当代、茶菓代は補助対象とし、限度額を設定する。 ○昼食代・弁当代 ⇒ 1人500円以内 (ただし、講師は1人1,000円以内とする。) ○茶菓代 ⇒ 1人200円以内																																															
市外旅費	区長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。																																															

(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】			
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度 13,920 千円	前年度 (1,357) 千円	前々年度 12,519 千円	前々々年度 9,061 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	秋祭り、自然体験交流事業、三世代交流事業、バーベキュー大会、餅つき大会など			
補助金交付 による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会の子ども会が復活した ・組長未選出のマンションから組長の引き受け手が見つかった ・自主防災組織の立ち上げの契機になった ・自治会未加入者から加入の申し出があった ・中高生の参加を得ることができた ・ワンルームマンションからも参加があった 			

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。